

令和4年度予算編成方針

市長

1 経済・財政状況及び本市の現状・財政見通し

(1) 国の動向と経済状況

国の「月例経済報告(令和3年9月)」では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、内外の変化を捉えて、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る方針として、4つの原動力「グリーン社会の実現・官民挙げたデジタル化の加速・日本全体を元気にする活力ある地方創り・少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」の推進に重点を置くことを示している。

令和4年度においては、これら国の施策の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

(2) 本市の財政状況と見通し

本市の一般会計における令和2年度決算の歳入総額は、350億4,907万8千円であり、歳出総額は、336億6,591万1千円となった。

また、実質収支は10億7,037万4千円、実質単年度収支は、3,186万1千円と共に黒字となった。

主要な財政指標の経常収支比率は、市税が堅調に推移し、経常経費充当一般財源の支出がそれを下回る額となったことにより、前年度より5.2ポイント改善し、89.9%となったが、これは、市税収入の増加や消費税の税率改定等が要因であり、昨年度は、課税の基準になる所得等が、概ね新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けない期間のものであったことや、法人市民税の税率引下げの影響が通年化してないこと等を考慮すると改善は一時的なものである。

今後も長期化するコロナ禍の影響により、先行きが不透明な状況にあり、市財政状況に与える影響が見通せない中、社会保障関係費等により経常経費の増加が見込まれることから、財政構造の硬直化が進まないよう留意が必要である。

今後の見通しであるが、歳入では、新型コロナウイルス感染症がもたらす市税への影響があることが予想される。

歳出では、新型コロナウイルス感染症への対策をはじめ、引き続き子育て支援の充実や超高齢社会への対応が求められており、市民ニーズに的確に対応するため、民生費等の増加が見込まれている。また、公債費については、近年の大型事業に係る起債の償還が始まっており、令和7年度まで毎年度増加するため留意が必要である。加えて、老朽化が進む公共施設、道路・橋梁等の既存の社会資本の長寿命化や適正な維持管理、激甚化する災害の対応に要する経費の増加などが見込まれることにより、財政調整基金からの繰入や市債で賄う予算編成となることから、引き続き厳しい財政運営となることが予想される。

2 予算編成の基本的な考え方

令和4年度予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定すると同時に、収束後を見越して、国の経済対策等と連動した取組やポストコロナを見据えた施策を展開していく必要がある。

また、最終年度を迎える袖ヶ浦市第1期実施計画（以下「実施計画」という。）を着実に推進することが求められるが、限られた財源の中で、新型コロナウイルス感染症が与える影響や社会情勢等を踏まえて適切に取り組む必要がある。

そして、社会の動向や市民ニーズの変化を的確に捉え、最少の経費で最大の効果を上げるため、事業の重点化、廃止、見直しによるメリハリの効いた施策を展開する必要がある。そのため、引き続き袖ヶ浦市第7次行政改革大綱（令和2年3月策定）に基づき、施策の「選択」と「集中」を行い、各部局においても持続可能な行財政運営を確立するための取組みを更に推進していく必要がある。

については、下記事項に特に留意して予算の編成に臨むこととする。

記

職員一人ひとりが市民生活や経済状況、さらには財政状況をしっかり認識した上で、部局が一丸となり創意工夫と柔軟な発想を持って積極的な財源確保、費用対効果の検証、緊急度・重要度などによる事業の優先順位付けを熟慮すること。

また、新規事業に取り組む際には「スクラップアンドビルド」を徹底し、財源を確保すること。

更に、市民目線を忘れずに、未来を見据えた「まちづくり・ひとづくり」の政策について、しっかりと考えられた意欲的な提案についても積極的に検討を行うこと。

- (1) 新型コロナウイルスの感染状況等を見据えながら、国の経済対策等と連動した取組やポストコロナを見据えた施策を展開すること。
- (2) これまでの議会審議、監査の指摘事項および市民ニーズに十分留意し、これらを踏まえた予算要求を行うこと。
- (3) 持続可能な行財政運営を実現するため経費・人員の抑制、事務事業の見直し、公共施設の統廃合といった行政運営の簡素化・合理化を図ること。
人件費については、事業の整理・統合、見直しにより職員数の抑制を検討すること。また、会計年度任用職員については、その趣旨に鑑み、緊急的、一時的な業務量の増大に伴い、特に必要がある場合のみ要求すること。
- (4) 各担当部署においては、各事業の実情を確実に把握した上で、その緊急度・重要度を見極め、優先順位を定めること。特に、庁舎整備事業を進めていく中で、起債残高が多額になることから、後年度の公債費負担を抑制するために、引き続き普通建設事業の抑制を図ること。
- (5) 物件費の抑制を図るため、各部局内で調整する物件費のゼロシーリング（前年度比 0%の伸び）を実施する。各部局で部長が中心となり限られた財源で最大の効果を生み出すよう検討しながら、事業費の縮減やスクラップアンドビルドを徹底し前年度予算額内に収めること。
- (6) 事務事業の計画的な執行を図るため、前年度までの決算状況を分析するとともに、年間予算を的確に把握し事業費を見積もること。
- (7) 部局内はもとより、複数部局にわたり類似の事業を実施している場合については、部局間連携の徹底を図り、類似事業の整理・集約について検討を行うこと。
- (8) 新たな事業のみならず既存の事業についても、国・県の補助制度などの財源措置の有無について必ず確認すること。また、今年度事業内容を見直したことにより、補助対象となった事例もあったことから、幅広い観点から特定財源の確保について検討を行うこと。